

## 【1】 提婆達多のお出自と縁戚関係

[0] まず提婆達多のお出自と縁戚関係について調査する。このなかにはもちろん、提婆達多が釈尊とどのような関係にあったかということも含まれる。このことは提婆達多が釈尊に教団を譲れと要求したことや、ひいては破僧に至ったことと無関係ではあるまいと考えられる。またこの関係によって両者の年齢差を推定することができれば、提婆達多の破僧が釈尊の何歳くらいのおころの出来事であったのかということにヒントを与えてくれるかも知れないし、よりリアルに破僧の実態を思い浮かべることが可能になるかも知れない。

[1] まず提婆達多のお出自と縁戚関係に関する資料を紹介する。出自と縁戚関係を表す言葉にはアンダーラインを施した。なお提婆達多は釈迦族出身とされるが、その情報しか記さないものは省略する。

[1-1] A 文献資料には次のようなものがある。

(1) 真浄王 (1) は「兄弟二人の子がいる者は一人を出家させるべし、従わない者は重罰を課す」と国中に布告した。これを聞いた提婆達兜釈種は阿難釈に言った、「真浄王今日有教、諸有兄弟二人、当分一人作道。汝今出家学道、我当在家修治家業」と。阿難釈は歡喜踊躍して、「兄の来り教えるが如し」と答えた。そのとき兄弟の斛浄釈・叔浄釈・甘露釈を将いて釈尊のところに行った真浄王らに、釈尊は阿難釈は多聞第一、阿那律は天眼第一になると言われた。『増一阿含』024-005 (大正 02 p.623 下)

(1) 浄飯王の異説。この文章の中では白浄王ともされている。

(2) 提婆達兜が現身に地獄に墮ちたことを悲しんで阿難は、「我等の門族は轉輪聖王の位に出で、然して提婆達兜は身王種に出でたり。もともと阿羅漢果を成じるはずだ」と言った。世尊は阿鼻地獄を出てからは 60 劫中、天を往来して、最後に南無と号する辟支仏を成じると授記された。これを伝えるために、目連は阿鼻地獄に行き、獄卒に「釈迦文仏の叔父の兒提婆達兜」に会いに来たと言った。『増一阿含』049-009 (大正 02 p.804 中)

(3) 世尊はアヌピヤー (Anupiyā) 国のアヌピヤーというマッラ族の村に住しておられた。そのとき著名なる釈種の童子ら (abhiññātā-abhiññātā Sakyakumārā) であるバツディヤ王 (Bhaddiya Sakyarājā)、アヌルツダ (Anuruddha)、アーナンダ (Ānanda)、バグ (Bhagu)、キンビラ (Kimbila)、デーヴァダツタ (Devadatta) と理髮師のウパーリ (Upālikappaka) の 7 人は世尊の出家したまえるに従って出家した (bhagavantam pabbajitam anupabbajanti) (1)。Vinaya「破僧犍度」(vol. II p.180)

(1) この資料には提婆達多が釈迦族出身であるということ以外の情報が含まれないが、【3】の [1-1] に示したように相当する他の漢訳律藏にも等しく提婆達多が釈迦族出身とされており、極めて資料的価値の高いものであるから、例外的に掲げた。

(4) 舍利弗は世尊に「自分は以前に王舎城において、提婆達多を讚歎して、ゴードイプツタ (Godhiputto) は大神通 (mahiddhiko) あり、大威力 (mahānubhāvo) ありと言いました。どのように提婆達多を顕示すればよろしいか」と訊ねた。Vinaya「破僧犍度」(vol. II p.189)

- (5) 舍利弗は此語を聞いて疑問に思い、世尊の所へ往って言った、「世尊、私は在家の人々に彼の悪事をどのように説明すればよろしいか。何故なら私は以前に在家の人々に彼の善を讃歎して、大姓出家、聰明有大神力、願貌端正といったことがあります」と。『四分律』「僧残010」（大正22 p.593上）
- (6) 釈尊は比丘らに「昔、鬱摩という王があって、4人の優れた子（照目、聡目、調伏象、尼楼）がいた。ところが第一夫人に長生という子が誕生したので、この夫人はこの長生を王位に就けたいため鬱摩王に言って、4人の太子を追放させた。そこで太子たちは雪山の北に行って国を作り、繁栄させた。これが釈迦種であって、尼楼—象頭羅—瞿頭羅—尼休羅と続き、この王に4人の太子、すなわち浄飯、白飯、斛飯、甘露飯がいた。浄飯には菩薩（釈尊）と難陀、白飯には阿難と調達、斛飯には摩訶男と阿那律、甘露飯には婆婆と跋提という子がいて、さらに菩薩には羅睺羅という子がいた」と語られた。『五分律』「受戒法」（大正22 p.101上）
- (7) 調達が莫大な資産を携えて出家し、12年間善心に修行した。彼は釈尊を初め、舍利弗や目連に神通道を尋ねるが教えてもらえなかった。そこで調達は「阿難是我弟」と考え、阿難に尋ねた。阿難はまだ離欲していなかったので教えた。彼は世俗の四禅を得、神通力を得て、忉利天などから食物を得、それを食した。……調達はもともと悪心を抱き、仏に対しこのように思った、「この沙門瞿曇の種姓は我に勝れず。彼の姓は瞿曇にして釈家に生る。我もまた姓は瞿曇にして釈家に生まる」と。『十誦律』「調達事」（大正23 p.257上）
- (8) 師子頰王紹継王位。復生四子、一名浄飯、二名白飯、三名斛飯、四甘露飯、又生一女名為甘露。諸比丘、浄飯王生二子、一名悉達多、二名難陀、白飯二子、一名帝沙、二難提迦、斛飯二子、一阿泥婁駄、二跋提梨迦。甘露飯二子、一阿難陀、二提婆達多。其甘露女唯一子名世婆羅。諸比丘、菩薩一子名羅睺羅。『起世經』（大正01 p.364上）
- (9) 其師子頰紹継王位。生於四子、一名浄飯、二名白飯、三名斛飯、四名甘露飯、又生一女名為不死。諸比丘、其浄飯王生於二子、一悉達多、二名難陀、白飯二子、一名帝沙童、二名難提迦、斛飯二子、一阿泥婁駄、二跋提梨迦。甘露飯王亦生二子、一阿難陀、二提婆達多。其不死女唯一子名世婆羅。菩薩一子名羅睺羅。『起世因本經』（大正01 p.419中）

[1-2] B文献資料には次のようなものがある。

- (1) カピラヴァットゥに釈迦王があり、師子頰 (Sihahanu) 大王はジャヤセーナ (Jayasena) の実子で、ジャヤセーナの王女はその名をヤソーダラー (Yasodharā) といいた。またデーヴァダハには釈氏デーヴァダハ (Devadahāsakka) と名づける王があり、アンジャナ (Añjana) とカッチャナー (Kaccānā) の二人はその子であった。このカッチャナーは師子頰王の王妃となった。ヤソーダラーはアンジャナ王の王妃となった。アンジャナ王にはマヤー (Māyā) とパジャーパティー (Pajāpati) という二人の王女と、釈氏ダングダパーニ (Daṅḍapāṇi) とスツパブツダ (Suppabuddha) という二人の王子があった。師子頰には五人の王子と二人の王女があり、スッドーダナ (Suddhodana)、ドートーダナ (Dhotodana)、サッコーダナ、スッコーダナ、アミトーダナ (Sakkasukkāmitodana) とアミター (Amitā)、パミター (Pamitā) である。

アミターは釈氏スッパブツダ (*Suppabuddha Sakka*) の王妃となり、彼女にバツダカッチャナー (*Bhaddakaccānā*) とデーヴァダツタ (*Devadatta*) の二児があった。マーヤーとパジャーパティはスツドーダナの妃となり、我等の勝者はスツドーダナとマーヤーの子である。バツダカッチャナーはシツダツタ王子の王妃で、ラーフラ (*Rāhula*) は彼女の子である。 *Mahāvamsa* (p.013)

- (2) (*MN.018* 「蜜丸経」の註として) この王 (ダンダパーニ *Daṇḍapāni*) は世尊を敬わず、挨拶だけをなし、質問する。しかもそれ (質問の答え) を知りたいからではなく、尊敬しないが故に問うのである。どうしてか。彼はデーヴァダツタの徒党 (*Devadattassa pakkhiko*) であるようだ。デーヴァダツタは自身の近くにやってくる者たちを如来に反目させる。彼 (デーヴァダツタ) はこのように言うようだ。「沙門ゴータマは我々一族 (amhākaṃ kulena saddim) と敵対し、我々一族の繁栄を望んでいない。私の姉 (あるいは妹 *bhagini*) のバツダカッチャナーは転輪王の配偶者 (cakkavatti-paribhogā) であったのに、彼はそれを捨てて『この女は滅びよ』と言って出ていって出家してしまった。私の甥 (*bhāgineyya* ラーフラ) が転輪王の種であると知って我々一族の繁栄を喜ばず、幼い時に出家させてしまった。私は彼なくしてはやっていけず、彼に従って出家した。このように出家したのに出家の日以後私をまっすぐに見ない。衆の中で話す時には、大きな斧で打つように『デーヴァダツタは悪趣の者 (āpāika)』などと語る」と。 *MN.-A.* (vol. II p.073)
- (3) (*Dhammapada* v.128 の註として) 釈氏スッパブツダ (*Suppabuddhasakka*) は釈尊が自分の娘 (mama dhītā 釈尊の妻にあたる) を捨てて出家したことと、息子 (mama putta 提婆達多) を出家させたのち彼に敵対的態度をとった (*veritṭhāne ṭhito*) という理由で、釈尊に立腹し請食に行かれる通路を妨害した。釈尊は母の兄弟 (mātula) が通路を開けないので引き返し、阿難に「7日後地中に呑み込まれるだろう」と告げられた。スッパブツダは部下に自分の甥が何を言ったかを探らせた。 *Dhammapada-A.* (vol. III p.044, Burlingame 訳 Book9-12 vol. II p.291)
- (4) (*Itivuttaka* 89 の提婆達多が「自らを修した者として尊敬を受けていた (*bhāvitatto ti sammato*)」を註釈して) ‘*bhāvitatto ti sammato*’ とは、禅定と神通によって心を修した者と尊敬されたの意である。すなわち、かれは以前、「ゴディプツタは大威神力を有する。ゴディプツタは大威神力を有する」と法將軍 (舍利弗) から称賛された (*so pubbe mahiddhiko Godhiputto mahānubhāvo Godhiputto ti Dhammasenāpatinā pi pasamsito aho*)。 *Itivuttaka-A.* (vol. II p.100)
- (5) *Kapilavatthu* 城に釈迦王があり、彼らのうちの最後は *Jayasena* と呼ばれる王であった。彼には *Sihahanu* と *Yasodharā* という2人の子供がいた。 *Devadaha* 城には釈氏 *Devadaha* と呼ばれる王がいた。彼にも *Añjana* と *Kaccānā* という2人の子供がいた。彼らのうち *Kaccānā* は *Sihahanu* 王の第一夫人となった。 *Jayasena* の娘 *Yasodharā* は釈氏 *Añjana* の第一夫人となった。釈氏 *Añjana* にも *Māyā* と *Pajāpati* という2人の娘、 *Daṇḍapāṇin* と *Suppabuddha* という2人の息子がいた。 *Sihahanu* 王には *Suddhodana*, *Dhotodana*, *Sakkodana*, *Sukhodana*, *Amitodana* という5人の息子と、 *Amitā* と *Pamitā* という2人の娘がいた。彼女たちのうち *Amitā* は *Suppabuddha* の第一夫人と

なった。彼女には Subhaddakaccānā と Devadatta という 2 人の子供がいた。釈氏 Añjana の娘 Māyā と Pajāpati とは、釈氏 Suddhodana の第一夫人となった。彼女たちのうち Māyā の息子が Siddhattha と呼ばれる我らの菩薩である。釈氏 Suppabuddha の子で Devadatta の妹 (kaṇiṭṭhā) である Subhaddakaccānā と呼ばれる娘が、我らの菩薩の第一夫人となった。彼女にも Rāhulabhadda と呼ばれる息子があった。  
*Jinakālamāli* (p.023)

(6) 師子頰王而有四子、一名淨飯、二名白飯、三名斛飯、四名甘露飯。師子頰王復有四女、一名清淨、二名純白、三名純斛、四名甘露。淨飯王有二子、其最大太子即我薄伽梵是。其第二者即具壽難陀是。白飯王有二子、一名恒星、二名賢善。斛飯王有二子、一名大名、二名阿那律。甘露飯王有二子、一名慶喜、二名天授。其清淨女誕生一子、名曰善悟。純白有子、名曰有鬢。純斛有子、名曰勝力。甘露有子、名曰大力。我薄伽梵有子、名曰羅怙羅。『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.105 上)

(7) 菩薩は十歳に至る。太子有従伯仲<sup>(1)</sup>之子兄弟二人、長名調達、其次曰難陀<sup>(2)</sup>。『太子瑞応本起経』(大正 03 p.474 中)

(1) 伯は「長兄」、仲は「次兄」を意味する。

(2) 難陀は阿難陀の誤りであろう。

(8) 其淨飯王產生二子、一者太子字悉達多、二名難陀。其白飯王亦有二子、第一名難提迦、第二名爲婆提唎迦。其斛飯王亦有二子、第一名阿難多、第二名爲提婆達多<sup>(1)</sup>。甘露飯王亦有二子、第一名爲阿尼盧豆、第二名爲摩訶那摩。淨飯王妹名阿彌多質多囉\*隋言甘露味生於一子、名爲底沙。『仏本行集経』(大正 03 p.701 下)

(1) 【3】の [1-2] に紹介した提婆達多と阿難の出家を語る『仏本行集経』(大正 03 p.918 上)にはこの二人が兄弟のように描かれていない。少なくともその母親は異なるようである。

(9) シュッドーダナ (Śuddhodana) には二人の息子がいた、世尊とスンドラナンダ (Sundarananda) である。シュクローダナ (Śuklodana) の息子は、アーナンダ (Ānanda)、ウパダーナ (Upadhāna)、デーヴァダッタ (Devadatta) である。このうちデーヴァダッタは出家した。アーナンダも出家したいと思ったが、母ムリギー (Mrgī) がそうさせなかったので、ヴィデーハ国へ行き沈黙の誓戒のもとで暮らした (maunavratena āsati)。ダウトーダナ (Dhautodana)<sup>(1)</sup> の息子はナンダナ (Nandana) とナンディカ (Nandika)、アムリトーダナ (Amṛtodana) の息子はアヌルダ (Anuruddha)、マハーナーマ (Mahānāma)、バツティカ (Bhaṭṭika) であった。*Mahāvastu* (É.Senart 本 vol.III p.176、J.J.Jones 訳 vol.III p.171)

(1) 原本ではこれを Śukrodana とするが、É.Senart 本 vol. I p.355、J.J.Jones 訳 vol. I p.301 では、釈迦王の Siṃhahanu には Śuddhodana、Śuklodana、Dhautodana、Amṛtodana の 4 人の息子と Amitā という娘があったとするから、ここは Dhautodana と読み替えた。

(10) 爾時星賀賀努王生其四子、一名淨飯王、二名白飯王、三曰斛飯王、四名甘露飯王。淨飯王有二子、一名悉達多、二名難陀。白飯王有二子、一名娑帝疎嚕、二名婆捺哩賀。斛飯王有二子、一名摩賀曩麼、二名阿憍樓駄。甘露飯王有二子、一名阿難陀、二名提婆達多。淨飯王有女名蘇鉢囉。白飯王有女名鉢怛囉摩黎。斛飯王有女名跋捺黎。甘露飯王有女名細嚕囉。悉達多有子名羅怙羅。『衆許摩訶帝経』(大正 03 p.937 下)

〈11〉白淨王種豪尊第一、從劫初已來嫡嫡相承作轉輪王。近來二世不作轉輪王。雖不作轉輪王而作閻浮提王。兄弟三人、其最長者號曰淨飯王、其次弟名曰斛飯王、其最小者名曰甘露飯王。淨飯王生二子、長者名悉達、小者名難陀。斛飯王復生二子、長者名提婆達、小者名阿難。甘露飯王生一女名甘露味女。『大方便仏報恩經』 (大正 03 p.136 下)

〈12〉菩薩父名白淨。其父兄弟四人。白淨王有二子、其大名悉達、其小子名難陀。菩薩母名摩耶、難陀母名瞿曇彌。菩薩叔父名甘露淨王亦有二子、長子名調達、小子名阿難。菩薩中叔名穀淨王有二子、大子名釋摩納、小子阿那律。菩薩小叔名設淨王有二子、大子名釋迦王、小子名釋少王。『十二遊經』 (大正 04 p.146 下)

[2] 上記資料に基づいて、提婆達多のお出自とその両親・兄弟姉妹、ならびに釈尊との関係などについて考察してみたい。これについては南方伝承と北方伝承では大きく異なるので、取りあえず別々に考察する。まず南方伝承を検討する。

[2-1] A 文献の〈4〉は舍利弗が提婆達多のことを Godhiputta と呼んでいる。B 文献の〈4〉はこれを受けたものである。これは提婆達多の母親が Godhi あるいは Godhī と呼ばれる女性であったことを物語る。しかし B 文献の〈1〉〈5〉はその母を Amitā とする。おそらく〈3〉もこの伝承に基づいたものである。

このようにその母の名については、同じ南方伝承でも異なる伝承があることになるが、Amitā は Godhi (あるいは Godhī) あるいは Godhā<sup>(1)</sup> とも呼ばれていたものと推測するしかない。このような形で父の名前に言及するものはない。

- (1) Godhā という人名については、バディヤをゴダーの子とする次の資料がある。  
*Theragāthā* vs.842-865 (p.080) は ‘putto Godhāya Bhaddiyo’ とし、*Theragāthā-A.* (vol. III p.053) は ‘Putto Godhāya ti, Kāligodhāya nāma khattiyāya putto. Bhaddiyo ti, evannāmo’ とする。また *AN.-A.* (vol. I p.192) は「バディヤはアヌルッダと共に出家した釈迦族の王である。カーリーゴダーヤ・プッタ (Kāligodhāya putto) とは彼女が色黒の王妃で、また彼女の名がゴダーといったからである」とする。『仏本行集経』 (大正 03 p.921 上) は婆提唎迦 (Bhadrika) の母を黒瞿多彌 (Kāligodhami) といい、『同』 (大正 03 p.924 中) では婆提唎迦喬瞿彌子とする。

Godhā が Godhī と同じであり、同一人物を表すとすれば、提婆達多はバディヤの兄弟という可能性も存することになるが、これを支持する資料は他にはない。

[2-2] 南方伝承の〈1〉と〈5〉によれば、釈尊とその妻、および提婆達多の関係は下に示した系譜のようになる。まず提婆達多と釈尊の妻バグダカッチャナーは兄弟姉妹で、バグダカッチャナーの方が先に記されるから年長であるとする姉と弟ということになる。ただし〈5〉は Subhaddakaccānā を Devadatta の「妹 (kaṇiṭṭhā)」と明記するが、【7】「破僧」のところで述べるように、提婆達多は釈尊が年老いたことを理由にサンガを譲れと要求したのであるから、かなり年下でなければならず、おそらくこの推測は正しいであろう。そうとすれば提婆達多は釈尊の義弟ということになる。

また、この姉弟の両親は釈尊の両親と互いに兄妹の関係であるから、提婆達多と釈尊は従兄弟どうしの関係になる。それのみでなく彼らの祖父母に当たる者たちもまた互いに兄妹の関係であるから、両親もまた従弟妹どうしで結婚したことになる。これらは「交叉いとこ婚」と称されているが、現実にこのような親族同士の結婚が繰り返されていたかどうかは分から

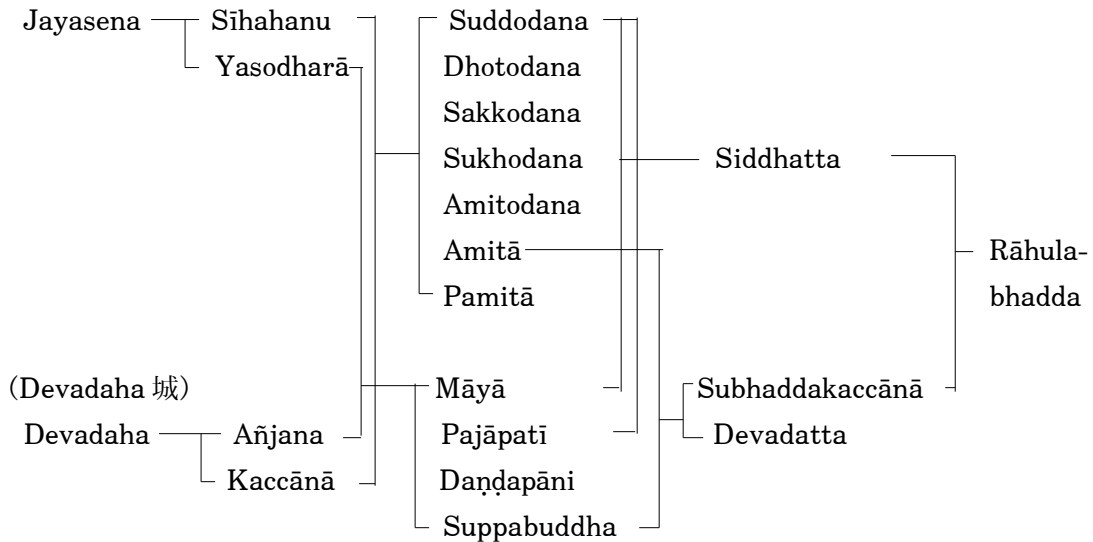
ない (1)。

なお Devadaha 城の Devadaha を祖とする家系も Sakka とされているから、Kapilavatthu 城の Jayasena と同じく釈迦族に属したことになる (2)。一般にデーヴァダハはコーリヤ (Koliya) 族の都とされているが (3)、このコーリヤ族も広い意味の釈迦族の一つであったのであろう (4)。漢訳の伝承では提婆達多は阿難と兄弟とするのであるから当然であるとしても、〈3〉で紹介したように『パーリ律』も、提婆達多や阿難らは著名なる釈迦族の童子 (abhiññātā-abhiññātā Sakyakumārā) としている。

また Jayasena の家系のゴートラ (姓) は Gotama であったが、Devadaha の家系も Gotama であったかもしれない。提婆達多らの父親の、姉かあるいは妹にあたる Mahāpajāpatī は Gotamī を姓としていたようであるからである。漢訳であるが〈7〉も提婆達多は「姓は瞿曇にして釈家に生まる」としている。ただしこれは提婆達多は阿難と兄弟という伝承の上でのことである。

南方伝承による提婆達多の家系図

(Kapilavatthu 城)



(1) このような交叉いとこ婚 (cross-cousin marriage) の習俗については、中村元『ゴータマ・ブツダ I』中村元選集〔決定版〕第 11 卷 (春秋社 1992 年 2 月) p.046 以下にふれられ、いくつかの学説を紹介した後に、「こう考えると同様の習俗 (ここでは従兄弟姉妹交互婚ということばが用いられている) が、シャカ族の間でも行われていたということは、おそらく事実なのであろう」とされている。

(2) (デーヴァダッタとブツダとの優劣) 「尊者ナーガセーナよ、あなた方は『デーヴァダッタは全く邪悪であり邪悪の性質をすべて備えている。これに反して、菩薩は全く清浄であり清浄の性質をすべて備えている』といます。しかるにまた、デーヴァダッタは過去のもろもろの生存を通じて、名声においても信徒の数においても、菩薩と全く同じであり、却ってある場合には勝っていました。いま現在、両者とも釈迦族に生まれました。菩薩はブツダとなり、全知者にして世間の指導者です。デーヴァダッタはそのブツダの無比最上の教えにおいて出家したのち、神通を現わして覚者 (ブツダ) になろうとの野心を起こしました」……「大王よ、デーヴァダッタはこの生存において危害を加えるべきでないブツダに危害を加え、また和合しているサンガを破壊して大地に没入しました」。Milindapañha (p.200、『ミリンダ王の問い』2 東洋文庫 15 p.202)

(3) *Theragāthā-A.* (vol. I p.183) では、Devadaha-nigama は ‘Sākiya-koliya’ の町としている。

(4) 『根本有部律破僧事』 (大正 24 p.104 中) は、増長王の 4 人の王子が雪山のふもとの彌伽河のそばの劫比羅仙人の住所にやって来て劫比羅城を建てた。しかし百姓が多くなって土地が狭くなったために天示城を開いたとする。

[2-3] また南方伝承による提婆達多と阿難の関係は、提婆達多の母親の Amitā が釈尊の父親と阿難の父親の兄妹なのであるから、提婆達多にとっては釈尊と阿難は母方の従兄弟ということになる。

次項に詳しく述べるが、北方伝承では提婆達多の兄弟とされる阿難は、南方伝承ではその父親は釈尊の父親の弟であるアミトダナとされるから (1)、阿難と釈尊は父方の従兄弟ということになる。

(1) *AN.-A.* (vol. I p.292) では、「また、彼は十万劫間、布施をし続けて、我々の菩薩と共に兜率天に生まれ、それから、釈迦族アミトダナ家に生れた。その時、彼の親戚がみんな喜び、満足したので、アーナンダという名前をつけた」とする。また *Theragāthā-A.* (vol.III p.111) にも同趣旨の文章がある。

[3] 次に北方伝承によって、提婆達多の両親と兄弟姉妹、ならびに阿難および釈尊との関係について考察してみたい。

[3-1] 北方伝承ではすべて、提婆達多と阿難は兄弟とし例外はない。また彼らの父親は釈尊の父浄飯王の弟のなかのいずれかとされるから、釈尊とは父方の従兄弟ということになるが、父の名前については区々である。また (9) はその母を Mrgī とするが、それほど信頼性の高いものではない。また提婆達多と阿難の長幼関係は一定しない。

以上の関係を整理すると下記のようなになる。父の名の前の丸数字は浄飯王から数えた兄弟の順序を表し、提婆達多と阿難の名の前の丸数字は記述の順序である。これらは二人の長幼順序を示すものと解される。

資料名	父母の名	提婆達多と阿難
(1) 『増一阿含』		①提婆達兜 (兄と明示される) ②阿難
(2) 『増一阿含』	釈迦文仏の叔父 (の兄・提婆達兜)	
(6) 『五分律』	②白飯	①阿難陀 ②調達
(7) 『十誦律』		①調達 ②阿難 (弟と明示される)
(8) 『起世経』	④甘露飯	①阿難陀 ②提婆達多
(9) 『起世因本经』	④甘露飯	①阿難陀 ②提婆達多
(6) 『根本有部律』	④甘露飯	①慶喜 ②天授
(7) 『太子瑞应本起经』		①調達 (従伯) ②阿難陀 (従仲)
(8) 『仏本行集经』	③斛飯	①阿難多 ②提婆達多

〈9〉 <i>Mahāvastu</i>	② Śuklodana, Mṛgī	① Ānanda ② Upadhāna ③ Devadatta
〈10〉 『衆許摩訶帝経』	④甘露飯	①阿難陀 ②提婆達多
〈11〉 『大方便仏報恩経』	②斛飯	①提婆達 ②阿難
〈12〉 『十二遊経』	②甘露淨	①調達 ②阿難

このように、北方伝承は提婆達多と阿難は兄弟であるとするが、どちらが兄でどちらが弟であるかは定かではない。またその父親が誰であったかを決定する手がかりはない。母親の名はよくわからないとしておくほうが無難であろう。

[3-2] 以上のように、北方伝承によれば提婆達多と阿難兄弟の父は、それが誰と特定はできないものの、釈尊の父親である浄飯王の弟であることには違いはないから、提婆達多と阿難の兄弟は釈尊とは従兄弟の関係になる。また同じ釈迦族に属することは言うまでもないし、ゴートラも同じく **Gotama** であったであろう。

[4] 以上は、提婆達多を中心に釈尊と阿難の関係を調査したのであるが、その他の関連する人物についても簡単に触れておきたい。

南方伝承では提婆達多と釈尊の妻のバツダカッチャナーの父親を **Suppabuddha** とし、**Māyā** と **Pajāpatī** の兄妹とするが、漢訳の『仏本行集経』（大正03 p.676上）では「天臂城の釈種富貴長者善覺は摩耶と摩訶波闍波提等八女の父」とし、『衆許摩訶帝経』（大正03 p.938上）にも、「天指城王酥鉢囉沒駄は摩耶と慶賀摩耶の父」としている。同じくデーヴァダハの出身であるが、漢訳ではマーヤーとパジャーパティーの兄妹ではなく、父親としているわけである。

また南方伝承では提婆達多と釈尊の妻のバツダカッチャナーの母親を **Amitā** とする。この **Amitā** は浄飯王とは兄妹とされているが、〈9〉の註に記したように *Mahāvastu* でも浄飯王と兄妹としているからこの点では共通している。しかし北伝では提婆達多の父親が浄飯王の兄弟なのであるから、兄と妹の間に生まれたのでないかぎり、この **Amitā** が提婆達多の母であるはずはない。

[5] 以上のように、提婆達多の縁戚関係は南方伝承と北方伝承で大きく異なる。すなわち南方伝承では、提婆達多と釈尊は従兄弟の関係であるとともに、提婆達多は釈尊の妻の弟であって、釈尊の義弟にあたるわけであるが、北方伝承では提婆達多は阿難と兄弟であって、釈尊とは単に従兄弟の関係になるということになる。

このいずれが史実であるのかを見きわめることは今となっては不可能に近いであろうが、しかしより合理的に解釈できるのはどちらかということを考えておく必要もあるであろう。

[5-1] のちに【3】「出家の経緯と時期」において、詳しくその資料を紹介するが、A文献でパ漢共通し、しかも漢訳にはいくつもあるという、われわれの資料観からいえば極めて資料水準の高い伝承として、提婆達多の出家のいきさつを記すものがある。それは「破僧健度」ないしは「僧残罪10」の因縁譚であるが、ここではマハーナーマとアヌルッダの兄弟のうちのどちらか一人は家業を継がなければならないから、一人が出家しようということが



発端となっている。その仕事の内容を『パーリ律』(vol. II p.180)によって紹介すると次のようになる。すべて使役形になっているが、「田を耕す、種を蒔く、水を供給する (udakaṃ atineti)、水を排水する (udakaṃ ninneti)、除草する、刈る、収穫する (ubbahāpeti)、堆となす (puñjaṃ kārāpeti)、踏みつける (maddāpeti)、糞を取り除く (palālāni uddharāpeti)、糞がらを取り除く (bhusikā uddharāpeti)、実と殻をより分ける (opunāpeti)、運ぶ (atiharāpeti)、このような仕事を毎年毎年行う」としている。他の漢訳律も大同小異である<sup>(1)</sup>。

要するに、カピラヴァットゥ周辺のタライ盆地は米作地帯で、マハーナーマとアヌルッダの兄弟の家庭も米作を行っており、このような米作農業を行うのにはどうしても男手が必要で、彼らが二人とも出家するという事は確かに家業を続けるうえの致命傷になったであろう。

これはおそらくマハーナーマとアヌルッダ兄弟の家庭のみでなく、バッドィヤ王はともかくとして、他のアーナンダやバグやキンピラや、そして提婆達多の家庭でも同じ事情にあったであろう。このような背景があつて後世には、『増一阿含』024-005 (大正02 p.623中)、『根本有部律』「破僧事」(大正24 p.144中)などに見られるように、浄飯王は男子二人がある家庭からはそのうちの一人を出家させるように勅令を出したという伝説も生まれたのであろう。ラーフラの出家に際して、浄飯王は出家させるときには両親の許可を得るようにと釈尊に要請したとされるのも極めて資料水準の高い伝承であるが<sup>(2)</sup>、同様の事情があつたからと推測される。

しかるに北方伝承によれば、そのほとんどは提婆達多と阿難は二人兄弟であつたとしているにもかかわらず、その二人がともに出家しているということになれば、これとは矛盾することになる。先に紹介した<sup>(1)</sup>『増一阿含』024-005では阿難が出家して、提婆達多が家に残つたとするが、しかし資料水準では最高度の「破僧健度」「僧残罪10」の因縁譚では、提婆達多と阿難は同時に出家したとしているから、これを取るわけにはいかない。要するに彼らを兄弟とすると、二人一緒に出家したということになり、上記のような背景に反することになるので、敢えて「破僧健度」の伝承に反するようなストーリーを作りださなければならぬ羽目に陥つたのであろう。

ちなみに、この提婆達多の出家を語る「破僧健度」の伝承では、同時に出家した若者たちが次のように列記されている。資料は【3】を参照されたい。

(南伝系)

*Vinaya* : バッドィヤ王、アヌルッダ、アーナンダ、バグ、キンピラ、デーヴァダッタ、ウパーリ

*Dhammapada-A.* : バッドィヤ、アヌルッダ、アーナンダ、バグ、キンピラ、デーヴァダッタ、ウパーリ

*Milindapañha* : バッドィヤ、アヌルッダ、アーナンダ、バグ、キンピラ、デーヴァダッタ、ウパーリ

(北伝系)

『四分律』 : 阿那律、跋提、難提、金毘羅、難陀、跋難陀、阿難陀、提婆達、優波離

『五分律』 : 阿那律、跋提王、阿難陀、難提、調達、婆婆、金鞞盧、優波離

*Buddhacarita* : アーナンダ、麗しのナンダ、クリミラ、ア Niludda、ナンダ、ウパナンダ、クンタダーナ、デーヴァダッタ

もし阿難と提婆達多が兄弟であったとするなら、彼らが並記されるはずであるという推定が許されるならば、これらの記述の仕方はそれに反する。また兄弟であるとする伝承をもつ『五分律』も離して記していることに注目すべきであろう。

以上のようなことは、提婆達多と阿難が兄弟であったということを知る合理性を欠くことになる。

ただし南方伝承のように、阿難がカピラヴァットゥの出身であり、提婆達多がデーヴァダハの出身であるとする、この二人がともに一つのグループを形成していっしょに出家したというのは不合理と言えるかも知れない。しかし彼らは従兄弟の関係にあったとすれば、一つのグループの中に二人が入るといっても、そう不自然ではないであろう。

(1) 『四分律』(大正22 p.590中)、『五分律』(大正22 p.016下)

(2) *Vinaya* (vol. I p.082)、『四分律』(大正22 p.810上)、『五分律』(大正22 117上)、  
『僧祇律』(大正22 p.421上)、『根本有部律』(大正23 p.1035上)

[5-2] また【7】「破僧」を検討するところにおいて詳しくその資料を紹介するが、提婆達多は釈尊が老齢に達したことを理由にサンガを譲ることを要求して、断固として拒絶されたために、仏を殺して自分が仏になろうとしたとされる。これもまた極めて資料水準の高いものであるが、これは阿闍世王子が父のビンピサーラ王から王位を篡奪しようとする物語と並行して物語られる。阿闍世の方は親子の間の王権の相続であるが、釈尊から提婆達多へのサンガ指導権の相続もこれと類似のものとして認識された可能性がないではない<sup>(1)</sup>。もしそうだとすれば、そのもっとも優先権を有する者はラーフラであるが、ラーフラは提婆達多よりも遅くにしかも沙弥として出家しているから提婆達多より年少であったし、よく禁戒を保つ者との評価がなされていて<sup>(2)</sup>、あまり教団活動の表舞台には立たない者であったから、ラーフラ自身にその気持ちがなく、またその資質もなかったとしたら、それに代わるものとしての第2の候補者が提婆達多であったかもしれない。そのためには釈尊と提婆達多の関係が単なる従兄弟というばかりではなく、義理の兄弟であったというほうが説得力がある。

しかもラーフラの母は、釈尊が成道後初めて帰郷したときに、自分の子供すなわちラーフラに釈尊からの遺産を要求したとされ、これも資料水準の高い伝承である<sup>(3)</sup>。南方伝承では、このラーフラの母は提婆達多の姉に当るのであるから、このことも上記の推測を補強する。

そもそも釈尊教団は一般的に考えられているほど、普遍化された教団ではなかった。そこで当時のインドでは仏教は「釈迦族の子弟が奉じる宗教」という認識で迎えられていた。後に詳しく論じるが<sup>(4)</sup>、誇張していえば仏教は釈迦族の宗教であったのである。このようなことは宮坂宥勝博士がかねてから主張されている<sup>(5)</sup>。そこで釈尊は釈迦族の者だけには、「自分の親族に不共の特典を与える (*nātinam āveṇiyam parihāram dammi*)」という趣旨から、外道から仏教に帰するときの規程である4ヶ月の別住を免除したとされる<sup>(6)</sup>。

以上からすると、釈尊と提婆達多が義理の兄弟であったとするパーリ伝承の方が、より合理的であったように思われる。

- (1) 事実『根本有部律』(大正 24 p.148 中)では、瞞刺拏は提婆達多にカピラヴァットウの王となれと唆したとしている。瞞刺拏を R.Gnoli, *The Gilgit manuscript*, Part II p.256 では Pūraṇa とする。校訂者は Pūraṇa Kassapa と判断している。
- (2) 『雑阿含』447 (大正 02 p.115 上)、AN.001-014-001~007 (vol. I p.023)、『増一阿含』004-006 (大正 02 p.558 上)、『増一阿含』049-003 (大正 02 p.795 中) 参照。
- (3) *Vinaya* (vol. I p.082)、『五分律』(大正 22 116 下)。*Vinaya* は ‘dāyajjaṃ yācati’ とし、『五分律』は「索父余財」とする。ただしこれが何を意味するか、定かではない。
- (4) 本論文の【7】 [4-5] 参照。
- (5) 本論文の【7】 [4-5] の註 (6) 参照。
- (6) *Vinaya* (vol. I p.071)、『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.398 下)、『根本薩婆多部律撰』(大正 24 p.598 上)、『善見律毘婆沙』(大正 24 p.789 下)

[5-3] さらにこれも【4】「比丘としての修行と生活」において細かく検討することであるが、提婆達多が出家して以降の教団内において、提婆達多と阿難の間に個人的な関係があったと推測させるようなシーンは皆無である。もし北方伝承がいうように彼らが兄弟であったとしたら、その関係が何げないがしかしリアルな形で残されたはずである。

これも後に【7】「破僧」でくわしく紹介するが、破僧事件における際の提婆達多と阿難の接触は、彼らが兄弟であったとすると最も緊迫したシーンになったはずであるが、ところが次のように淡々としていたように描かれている。

『パーリ律』：王舎城を乞食している阿難に提婆達多は、「友阿難よ (āvuso Ānanda)、我は今日より世尊と別れ、比丘衆と分かれて布薩を行い、僧伽の羯磨を行う」と告げた。阿難は釈尊にこれを報告した。*Vinaya* 「破僧健度」(vol. II p.198)

『四分律』：時有五百新学無智比丘捉籌。爾時阿難從坐起、以鬱多羅僧著一面、作如是言、誰諸長老忍、此五事非法非毘尼非仏教者、以鬱多羅僧著一面。「破僧健度」(大正 22 p.909 中)

『五分律』：時五百比丘皆取籌、唯除阿難及一須陀洹比丘。「破僧法」(大正 22 p.016 中)

『十誦律』：是調達初向仏所生瞋恨心及舍利弗目連。……爾時阿難在仏後立以扇扇仏。仏顧語阿難、諸比丘依王舎城住者皆集講堂。「調達事」(大正 23 p.258 中)

『根本有部律』：此是天授初於仏所起殺害心、作不忍意我是提婆達多、便三振頭捨仏而去。爾時具寿阿難陀在世尊後執扇扇仏。「僧殘 010」(大正 23 p.701 下)

これらからは、兄ないしは弟の言動を戒めたり、忠告したりというような雰囲気はまったく伝わってこない。兄弟ならばもう少し強烈に対決する姿勢がみられてしかるべきであるが、あまりに第三者的、傍観者的過ぎるのではなかろうか。

提婆達多は釈尊に反逆した弟子であった。反対に阿難は釈尊に終生忠誠に励んだ弟子であった。この対極にあるような二人のあり方を劇的に演出するために、二人が兄弟であるという伝承ができ上がったと想像することは行き過ぎであろうか。

このように考えると、史実としては提婆達多と阿難が兄弟であったとはにわかには信じがたい。

[5-4] 以上のように考えると、提婆達多と阿難を兄弟とする北方伝承より、釈尊と提婆達多が義兄弟であり、提婆達多と阿難は単なる従兄弟であるとする南方伝承の方がより合理

的に解釈できる。しかし南方伝承の方にも、そのまま首肯しかねる材料がないではない。

まず第一は、南方伝承にはA文献がなくすべてB文献であることである。しかし北方伝承も、機械的に分類すると一応はA文献に分類せざるを得ないが、しかしながらそれらは『増一阿含』や『五分律』の「受戒法」に含まれる仏伝<sup>(1)</sup>、あるいは『起世経』などであるから、これらは一般的には原始仏教経典の古層に属するとは考えられていない。しかもこれらは、彼らの父親とその長幼関係においてあまりに揺れが大き過ぎる。したがって資料水準をもって北方伝承を採用するというわけにはいかない。

第二には、南方伝承では釈尊の妻はバツダカッチャナー (バツダカッチャー) とされるが、この伝承はかなり特殊な伝承であって、本「モノグラフ」の第3号 (『仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧』pp.053~055) に掲げたごとく、北方伝承ではこれを支持できない。多くはヤショーダラーとかゴーパーなどとするからである。しかし南伝でもヤソーダラーとするものもあって、バツダカッチャナーはヤソーダラーの異名であったとすることも可能であろう。

しかし釈尊の妻はおそらく一人ではなかったであろうし、釈尊の妻の名前の伝承は区々さまざまであって、上記をもって北方伝承の方に信頼性があるということとはできない。

- (1) 『五分律』 (大正 22 p.102 下) の「仏伝」は成道までの釈尊の菩薩時代の記述の最後に「如瑞応本起経中説」という。これは支謙訳の『太子瑞応本起経』 (大正 03 pp.472 下~483 上) に相当すると考えられる。いずれにせよ、成道以前に遡る律蔵の「仏伝」は「仏伝経典」が制作された時代にまで下るのではないと思われる。『パーリ律』にはこの部分は存在しない。

[5-5] 以上のように考えると、提婆達多と釈尊および提婆達多と阿難の関係は、南方伝承のように考えるほうが合理的であるということになる。

[6] 以上のように提婆達多と釈尊が義兄弟であるとする南方伝承を採用するとすると、提婆達多と釈尊の年齢はどれくらい違ったのであろうか。先に述べたように、提婆達多は釈尊が高齢になったことを口実にサンガの委譲を要求したのであるから、それなりの年齢差があったものと考えなければならない。

[6-1] 提婆達多は釈尊の妻の弟であった。常識的にはその妻は釈尊よりも年下であったであろう<sup>(1)</sup>。南方伝説の物語るところからすると、釈尊は16歳の時にラーフラの母と結婚したとされる<sup>(2)</sup>。しかるに、これも南方伝承の語るところであるが、その子のラーフラは釈尊が出家をするときに生まれたとされる<sup>(3)</sup>。出家は29歳とされるから<sup>(4)</sup>、これは結婚してから13年も後のことになる。もっとも長い間子宝に恵まれないということもあるであろうし、その前に産まれた子があつたけれども成育しなかったという事情があつたのかも知れない。しかし常識的に考えると不自然であるから、ひょっとするとインドの風習にしたがって、妻はまだ幼少であったときに結婚したのであって、釈尊とはかなりの年齢差があつたのかも知れない。カウティリヤの『実利論』では女子の成人を12歳とするし、比丘尼戒の波逸提第65条「度十二歳未満已嫁女戒」は、結婚経験のある10歳の女性に対しては2年間六法を学んだ後に歳12を満じて具足戒を授けてもよいとされているから、早婚を示す確かな資料もあるわけである。このような文化的背景については、釈尊を育てたマハーパジャーバ

ティーが浄飯王の妻となった歳を論証したときにも書いた<sup>(5)</sup>。

もしこのように考えることが許されるとすれば、提婆達多はその弟なのであるから、さらに年齢が離れていたことになる。

- (1) 『ジャータカ』にはしばしば男女が共に16歳となって結婚したとする記事が見受けられるが、「ダルマ・シャーストラ」と呼ばれるインドの法典類は年下の女性を妻として娶ることを、『カーマーストラ』に至っては年齢は少なくとも3歳年少であることを奨励している。本「モノグラフ」第9号【資料集4】「古典インド法典類の年齢記事資料——幼児期の浄法 (*samskāra*) と住期 (*āśrama*) を中心に——」p.194 参照。
- (2) 本「モノグラフ」第3号 p.053 参照。漢訳の仏伝では17歳、20歳とするものもある。
- (3) 本「モノグラフ」第3号 p.060 参照。漢訳の仏伝ではその時に懐胎して6年胎中にあったとするものがある。
- (4) 本「モノグラフ」第1号 p.103 参照。漢訳には19歳、31歳とするものもある。
- (5) 本「モノグラフ」第10号 p.016 以下参照。渡辺照宏氏も「実際は、太子が17歳、ヤソーダラー姫はおそらく10歳前後でいわゆる幼女婚であったらしい」としている。『釈尊をめぐる女性たち』(大法輪閣 昭和51年) p.022

[6-2] これも【3】で詳しく検討するが、提婆達多らが出家したとき、彼らは皆 *kumāra* と呼ばれている。

本「モノグラフ」に掲載している「年齢記事一覧」などの著者・中島克久には、この総合研究で古代のインド社会でのさまざまな階級の男女の就学や就業あるいは結婚などのライフステージの標準ないしは平均年齢を設定してもらう作業を担当してもらっている。その中島に '*kumāra*' に関する見解をまとめてもらったので、これを紹介する。

パーリの原始仏教聖典資料より '*kumāra*' と呼ばれる世代の年齢はいまのところ以下のように考えている。

*Theragāthā* vs.429-434 (p.046) には、生れて7歳にして (*jātiyā sattavassiko*) 出家したアヌルッダの弟子のスマナ (*Sumana*) 沙弥が、釈尊より '*kumāraka*' と呼ばれ、また、原始聖典には入れられないが *Apadāna* 04-02-017 (p.535) には比丘尼の出家者のなかに「7歳の善童女 (*sukumāri*)」がいることが示されている。出家受戒の制度において驅烏沙弥の制は、初め沙弥の出家年齢として15歳以上とされたものを、飢饉などの孤児救済のために後に緩和したものであるが<sup>(1)</sup>、『十誦律』「受具足戒法」(大正23 p.151 中)、『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正22 p.418 上、p.461 中)は7歳としており、また『五分律』「受戒法」(大正22 p.117 上)では、そのとき烏を驅ることのできた2人の小児は8歳と7歳であったとし、このとき驅烏沙弥となることを許されたとしている。これによれば7歳という年齢から出家生活者の末席に加わることができるわけである。

この7歳という年齢は「ダルマ・シャーストラ」と呼ばれる古典インドの法典類では、入胎より数えて8年目に行うバラモンの入門式 '*upanayana*' の年齢に呼応しているように見える<sup>(2)</sup>。また漢訳の「童子」と必ずしも言葉の定義を同じにできるものではないが、たとえば、『釈氏要覽』には「自七歳止十五皆称童子」(大正54 p.266 下)とあり、今、これらの資料から '*kumāra*' '*kumāri*' の下限を7歳と仮定しておくことも可能であろう。

問題はその上限である。*Jātaka-aṭṭhakathā* を見るかぎり、‘*kumāra*’ (童子) と ‘*māṇava*’ (青年バラモン) との境界はバラモンの場合 16 歳としているようにみえる。「ダルマ・シャーストラ」においてバラモン階級の、いわゆる元服式は、髡剃式 (*keśānta*, *godāna*) を行う (入胎より数えた) 16 歳である<sup>(3)</sup>。仏教サンガでは沙弥出家の年齢である<sup>(4)</sup>。いっばんに *Jātaka* では 16 歳を境にして「成年に達した (*vayappatta*)」とし<sup>(5)</sup>、「マガ童子 (*kumāra*) が成年に達して (*vayappatta*)、マガ青年バラモン (*māṇava*) と知られた」(*Jātaka 031 Kulāvaka-j.* vol. I p.198) という表現が見られるが、この世代の境を 16 歳と仮定しておこうと思う。*MN.093 Assalāyana-s.* (vol. II p.147) や *MN.095 Caṅki-s.* (vol. II p.168) においても、アッサラーヤナ青年バラモン (*māṇava*) やカーパティカ青年バラモン (*māṇava*) らは、「年若く (*dahara*) 剃髪し (*vuttasiro*)、年齢は生れて 16 歳であった (*soḷasavassuddesiko jātiyā*)<sup>(6)</sup>」とする。16 歳という年齢では通常、髡剃式を終えていると考えられるし、そのことをもって青年バラモン (*māṇava*) と呼ばれているのかも知れない。そうとみることができれば、上記、*Jātaka 031* の証左となし得るものかも知れない。

「ダルマ・シャーストラ」はバラモン階級を中心とする立場より書かれたものであるから髡剃式の年齢はヴァルナによって異なるが、帝王学の書、カウティリヤの『実利論』(3.3.1) には、クシャトリヤの男子もバラモンと同様に「16 歳で成年 (*vyavahāra*) に達する」としている。これは肉体的、生理的な成人としての年齢を古代インドでは 16 歳としてみていたということであろうと思う。その上で、『マヌ・スムリティ (*Manu Smṛti*)』(2.212) や『ヴィシュヌ・スムリティ (*Viṣṇu Smṛti*)』(32.13) は、満 20 歳になり (*pūrṇa-viṃśati-varṣeṇa*)、善悪の分別のつく者が (*guṇa-doṣau vijānatā*)、若い師の妻に対して抱足の挨拶をすることを禁じている。これは仏教サンガが受具足戒の資格を満 20 歳以上としているように、精神的な成熟や忍耐力、自律や自立の精神が形成される年齢を肉体的、生理的に成人となる年齢と区別しているものと思われる。そこでクシャトリヤには童子と成年男子との中間的な世代を示す ‘*māṇava*’ のような言葉を用いないことを加味するならば、クシャトリヤ階級に対して用いる ‘*kumāra*’ の上限を上げることも許されるのではないかと思う。

*Vinaya* 「僧残 005」(vol. III p.135) は、比丘は結婚の媒介をしてはならないとされた「媒嫁戒」の因縁が述べられている。ここでは結婚の対象となるような在家者の未婚の男女を指して ‘*kumāraka*’ あるいは ‘*kumārikā*’ という。*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 071」(vol. IV p.327) には 20 歳未満の童女 (*ūnavīsativassa kumāribhūta*) に具足戒を受けさせたことが問題となり、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 072」(vol. IV p.327) では、満 20 歳の童女 (*paripuṇṇavīsativassa kumāribhūta*) であったが、2 年六法を学戒しないものに具足戒を受けさせたことが問題となった。比丘尼の場合は「既婚者」(*gihigatā*, 已嫁女) であれば、12 歳でも具足戒を受けることができたことから、ここでの ‘*kumāri*’ は結婚経験のないものであることの標識として用いられている。

ちなみに律蔵の制戒因縁でしばしば登場する十七群童子は、パーリでは ‘*kumāra*’ ではなく ‘*dāraka*’ (少年) として 20 歳未満であったとしか記されていないが、『四分律』

「単提 065」(大正 22 p.679 上)では 12 歳から 17 歳の童子たちであったとしている。以上のような資料からも、‘*kumāra*’ ‘*kumāri*’は満 20 歳に達した未婚の男女をさす場合もあることがわかる。そういう意味では ‘*kumāra*’ ‘*kumāri*’の年齢の上限として満 20 歳くらいとしておくことが他の資料との関連からもよいように思われる。

ところが ‘*kumāra*’には年齢・世代と関わりなく、身分や社会的ステータスを表す「王子」「公子」の意味もあり、共和制を敷く釈迦族やヴァジジ国などの諸王 (*Jātaka* 149では 7 千 7 百 7 人の王がいたとも)の子弟は ‘*kumāra*’と表現されている。その場合、明らかに 16 歳という年齢を越えて ‘*kumāra*’と呼ばれる場合もある (*Jātaka* 338、*Jātaka* 416 等)。*Jātaka* 536では、釈迦族とコーリヤ族とがローヒニー川をめぐる水争いの後、釈尊が調停して両都民がそれぞれ 250 人の ‘*kumāra*’を出家させた。彼らにはまたもとの妻 (*purāṇadutiyaikā*) がいたとされているが、子がいたとの記述はない。*Jātaka*では一般に結婚年齢を 16 歳としていることから (7)、16 歳を過ぎた「王子」「公子」たちというイメージで用いられているのであろう。このときはまず王族であると考えてよいであろう (8)。バツディヤ王を始めとする釈迦族の ‘*kumāra*’が出家したというときの ‘*kumāra*’もこういう意味であった可能性が強い。これは身分や社会的ステータスを表していると思えるからである。

この見解からすれば、この場合の ‘*kumāra*’からは、必ずしも年齢を算定することができないことになるが、いっばんに早婚と考えられる釈迦族の ‘*kumāra*’であるバツディヤ、アヌルッダ、アーナンダ、バダ、キンピラ、デーヴァダッタの出家の記事の周辺に「もとの妻」(*purāṇadutiyaikā*)の存在が見られないことなどの状況などから、彼ら ‘*kumāra*’の年齢は 20 歳前後と措定しておくのが適当ではなかろうか。

- (1) *Vinaya*「大毘度」(vol. I p.079)には、いわば救済的に 15 歳に満たない少年は驅烏沙弥として出家させてよしとし、その下限の年齢を出さない。
- (2) 本「モノグラフ」第 9 号【資料集 4】「古典インド法典類の年齢記事資料」pp.185~187
- (3) 同【資料集 4】pp.189~190
- (4) *Vinaya*「大毘度」(vol. I p.078) : 15 歳に満たない (*ūnapannarasavassa*) 少年は出家させてはならない。
- (5) *Jātaka* 126 *Asilakkhaṇa-j.* (vol. I p.455)、*Jātaka* 151 *Rājovāda-j.* (vol. II p.001)、*Jātaka* 287 *Lābhagaraha-j.* (vol. II p.420)、*Jātaka* 416 *Parantapa-j.* (vol. III p.414)、*Jātaka* 489 *Suruci-j.* (vol. IV p.314)
- (6) 「ダルマ・シャーストラ」では多く「年齢の計算は受胎より」(*garbhādiḥ saṅkhyā varṣāṇām*)とするが、仏典では基本的には出胎より数える。しかし『ヴィシュヌ・スメリティ』(*Viṣṇu Smṛti*)や『ヤージュニャヴァルキヤ・スメリティ』(*Yājñavalkya-smṛti*)は「受胎後もしくは誕生後」としており、他の法典類も「通常、受胎より」としている等、厳密ではない。同【資料集 4】pp.185~187 参照。
- (7) この他に ‘*kumāra*’が固有名詞に含まれる場合や息子をさす場合 (*Jātaka* 522) など、当然のごとく、16 歳を越えていても用いられる。
- (8) *Jātaka* 126、*Jātaka* 328、*Jātaka* 415、*Jātaka* 465、*Jātaka* 527、*Jātaka* 540、*Jātaka* 547

以上の見解と、釈尊と提婆達多の間にはそれ相応の年齢差があったということ、さらには彼らはすでに家政を維持するために役立つ年齢であったことなどを勘案して、ここではひと

まず提婆達多を含む彼らの年齢を20歳前後と考えておきたい。後に詳しく論証することになるが、提婆達多らの出家の時期を仏成道10年位と仮定すると、そのとき釈尊は45歳になっていたことになるから、提婆達多と釈尊の年齢差は25歳ほどであったということになる<sup>(1)</sup>。

- (1) 水野弘元氏は、『釈尊の生涯』(春秋社 1960年7月) p.257において「成道15年ごろに出家し、釈尊よりは30歳ほども若かったものと思われる」とする。『原始仏教の成立』(中村元選集〔決定版〕第14巻) p.512もこれを引用している。